

金ヶ崎町告示第101号

金ヶ崎町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

金ヶ崎町長

金ケ崎町規則第 2 1 号

金ケ崎町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

金ケ崎町介護保険条例施行規則（平成 1 2 年金ケ崎町規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第 6 号（第 6 条、第 7 条、第 9 条関係）	様式第 6 号（第 6 条、第 7 条、第 9 条関係）
介護保険診断命令書	介護保険診断命令書
略	略
1・2 略	1・2 略
3 この診断を受けないときは介護保険法第 27 条第 1 0 項等の規定により、あなたの要介護認定・要支援認定等の申請が却下されることがあります。	3 この診断を受けないときは介護保険法第 27 条第 1 3 項等の規定により、あなたの要介護認定・要支援認定等の申請が却下されることがあります。
略	略
（裏面）	（裏面）
注意事項	注意事項
1～4 略	1～4 略
5 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用（入所又は入院中の食事に要する費用を除く。）の 1 割です（ <u>一定の所得以上の方は 2 割又は 3 割負担となります。居宅介護支援サービスの利用支払額はありませ</u> ん）。また、入所又は入院中の食事に要する費用については、1 日につき定額の標準負担額となります。	5 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用（入所又は入院中の食事に要する費用を除く。）の 1 割です（ <u>居宅介護支援サービスの利用支払額はありませ</u> ん）。また、入所又は入院中の食事に要する費用については、1 日につき定額の標準負担額となります。
6～10 略	6～10 略
11 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を事後払いとする措置（支払方法変更）、利用時支払額を 3 割（ <u>介護保険負担割合証に記載の「利用者負担の割合」欄に記載された割合が 3 割である場合は 4 割</u> ）とする措置（給付額減額等）等を受けること	11 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を事後払いとする措置（支払方法変更）、利用時支払額を 3 割とする措置（ <u>給付額減額等</u> ）等を受けることがあります。

があります。	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。